

横浜環状南線
公田地区附帯工設計

特 記 仕 様 書

令和8年10月

東日本高速道路株式会社
関東支社 横浜工事事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

- 1-1-1 調査等名 横浜環状南線 公田地区附帯工設計
- 1-1-2 路線名 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（横浜環状南線）
- 1-1-3 履行箇所 自）神奈川県横浜市栄区桂台西
至）神奈川県横浜市栄区公田町
- 1-1-4 主な履行内容
- | | |
|-----------|-----|
| 附帯工設計 | |
| 現地踏査 | 1式 |
| 詳細図作成A | 17枚 |
| 詳細図作成B | 2枚 |
| 取付付替道水路設計 | 1箇所 |
| 工事発注用図面作成 | |
| 図面修正B | 5枚 |
| 図面修正C | 5枚 |
| 数量計算 | 5枚 |
| 設計打合せ | 1式 |

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（1）受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

（2）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

（3）完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申

請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 450 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1-5-1 及び 5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	摘 要
公田インターチェンジ 設計マニュアル（案）	—	契約締結後 7 日以内	電子データ
設計成果品	横浜環状南線 公田インターチェンジ土留工等修正設計	契約締結後 7 日以内	電子データ
設計成果品	横浜環状南線 公田インターチェンジ詳細設計	契約締結後 7 日以内	電子データ
設計成果品	横浜環状南線 公田インターチェンジ協議用図面作成	契約締結後 7 日以内	電子データ
設計成果品	令和 7 年度 横浜環状南線 公田インターチェンジ協議用資料作成業務	契約締結後 7 日以内	電子データ

1-6 部分使用について

下表に示す項目は、共通仕様書 1-3-6「部分使用」の規定に基づき、部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	使用時期	使用理由
詳細図作成 調整池一般図・構造図	令和 9 年 9 月頃	関係機関との協議資料として使用するため

1-7 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1-1-6「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を

変更する場合がある。

(1) 道路関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA 38+61 付近	都市計画道路 上郷公田線	横浜市	部分使用の成果を踏 まえての施工協議	令和9年10月

(2) 上下水道関係

位置	施設名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA 38+61 付近	横浜市上下水道	横浜市	部分使用の成果を踏 まえての流末協議	令和9年10月

1-8 計画工程表

1-8-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」(2)に示す計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書1-9-3「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	数量
附帯工設計	現地踏査	1 式
	詳細図作成A 調整池一般図	1 枚
	詳細図作成A 調整池構造図	3 枚
	詳細図作成A 調整池配筋図	6 枚
	詳細図作成A 調整池鉄筋加工図	3 枚
	詳細図作成A 調整池用排水詳細図	4 枚
	詳細図作成B コンクリートブロック積一般図	1 枚
	詳細図作成B コンクリートブロック積構造図	1 枚
	取付付替道水路設計	1 箇所
工事発注用図面作成	図面修正B	5 枚
	図面修正C	5 枚
	数量計算	5 枚
設計打合せ	—	1 式

1-8-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告するとともに、共通仕様書様式第1-4号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-14-3「変更作業計画書」に基づき、変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果、調査等内容に変更が生じる場合の取扱いは、受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書1-22「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後7日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-10 工事記録情報の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1-44-1「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 8 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」（本特記仕様書様式-2）を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1-11 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

第 2 章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、公田インターチェンジ（仮称）における調整池の詳細設計及び調整池周辺の管理用通路・のり面構造等の設計を行うものである。

2-2 適用すべき諸基準

本業務で使用する技術基準等として、共通仕様書 5-2-1「適用すべき諸基準」に次表を追加する。

基準等名	出典	発行年月	摘要
公田インターチェンジ設計マニュアル（案）	東日本高速道路㈱ 関東支社横浜工事事務所	平成 24 年 5 月	

2-3 附帯工設計

2-3-1 現地踏査

現地踏査は、設計に必要な現地の状況を把握するものである。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員に報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。現地踏査の検測数量は、一式とする。

2-3-2 詳細図作成

- (1) 詳細図作成とは、公田インターチェンジ（仮称）地上部に設置予定の調整池及び、調整池周囲の市道との境界部に設置するコンクリートブロック積について、平面設計、縦断設計、横断設計、協議資料の作成など、工事実施に必要な詳細設計及び数量算出を行うことをいう。

- (2) 設計要領・既往設計成果等の資料に基づいて詳細図を作成するものとする。
- (3) 詳細図作成の区分、図面種類・枚数、設計内容等は次のとおりとする。

区分	図面種類	枚数	作成 難易度	設計内容	備考
A	調整池	17	複雑	公田インターチェンジ(仮称)地上部に設置される調整池の設計を行うもの。	
B	コンクリートブロック積	2	普通	調整池周辺のコンクリートブロック積の設計を行うもの。	

2-3-3 取付付替道水路設計

- (1) 取付付替道水路設計とは、調整池周辺に設置される管理用通路の設計計画、平面設計、縦断設計、横断設計など、工事実施に必要な詳細設計及び数量算出を行うことをいう。
- (2) 設計要領・既往設計成果等の資料に基づいて、調整池周辺の管理用通路を設計するものとする。
- (3) 取付付替道水路設計の区分、延長、設計内容等は次のとおりとする。

区分	延長	設計内容	備考
取付付替道路	50m超～100mまで	調整池周辺の管理用通路の設計を行うもの。	

2-4 工事発注用図面作成

2-4-1 図面修正

- (1) 図面修正とは、共通仕様書5-11-1に基づき、貸与資料の図面修正を行うものである。
- (2) 図面修正の区分、設計内容は次のとおりとする。

種別	区分	設計内容	備考
B	比較的複雑な図面	配筋図修正、付替道路平面図・縦断図修正	
C	比較的複雑な図面	配筋図修正	

2-4-2 数量計算

数量計算とは、共通仕様書5-11-3に基づき、修正された図面の数量計算を行うものである。

2-5 成果品

報告書の表紙は、ライトブルー色とし、金文字製本とする。

2-6 設計打合せ

打合せ回数は、部分使用検査、業務内容確認検査及び完了検査を含め5回とし、当初の打合せは現地踏査時に行い、打合せの検測数量は1式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社関東支社横浜工事事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

2-7 交通費・宿泊費

2-7-1 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費とは、業務に関する打合せに必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

第3章 補足事項

3-1 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

- (1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師B換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

- (2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

3-2 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これらについて監督員の指示があった場合には速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

- (1) のり面構造の設計に関する変更及び追加
- (2) 付替道路線形、躯体構造物に関する図面修正の変更及び追加

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 横浜環状南線 公田地区附帯工設計

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

監督員
_____ 殿

管理技術者

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名		東日本高速道路(株) 関東支社 横浜工事事務所	
調 査 等 名		横浜環状南線 公田地区附帯工設計	
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。